

自治基本条例とは

1 条例制定の背景

平成12年4月に施行された地方分権一括法による地方自治法の改正により、地方公共団体の首長等に国の事務を行わせる機関委任事務制度が廃止されるとともに、地方公共団体に対する国の関与の一般ルールが定められました。これまで「上下・主従」の関係であった国と地方が、「対等・協力」の関係へと大きく変わり、地方公共団体が自らの地域のことを自己責任のもと決定できる範囲が大きく広がりました。

こうした背景のもとで、平成12年度以降、全国の300を超える市町村で自治基本条例が制定されています。これは、地方分権改革により、地方公共団体の自己決定権が拡充するのに伴って、国の通達や基準に頼るのではなく、独自に自治体運営に係る基本的なルールを定めておく必要性が高まってきたためと考えられます。

今後、地方分権改革の進展により、さらに国から地方への権限や財源の移譲が進み、地方公共団体が自ら決定できることが増えれば増えるほど、住民の意思に沿った自治体運営がより一層求められるようになります。自治基本条例は、このような必要に応える自治体運営の基本ルールとして制定するものです。

2 条例制定の趣旨

自治基本条例は、これまで住民に身近な市町村を中心に制定が進められてきましたが、広域自治体である県においても、住民自治の拡充を図り、住民意思を十分反映した運営を行うためのルールづくりを進めていく必要があります。そこで、主権者である県民の信託に基づき、県民主体の県政を確立するために、県の自治の基本理念・県政運営の基本原則や基本原則に基づく制度・手続などを規定した自治の基本ルールとして「神奈川県自治基本条例」を制定することとしました。

出典：神奈川県自治基本条例解説(平成25年3月)より抜粋



上記にもあるように、「自治基本条例」は地域における自治のあり方(ルール)を定めたものです。

条例制定の背景には、「地方分権社会」の到来と「社会情勢の変化」が深く関与しており、自治体と地域住民の協力のもと「まちづくり」を進め、地域課題を解決するため上で必要な「仕組みづくり」として制定がされています。